○農林水産省告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡市貝町大字大谷津字芝崎一一五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び市貝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県臼杵市大字前田字観音山七八三から七九〇まで、七九五、七九九の一、八〇〇、八〇二、八〇五、八一一から八一三まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町洞岳字天ケ瀬四五四三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字渡乙字三平落三八一二、字小薮平三八二一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町永富字年神二六二一の一から二六二一の三まで、二六二八、二六二九、二六二七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字年神二六二一の一から二六二一の三まで、二六二七から二六二九まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市小倉字東山九二三の二、九二四の三、九二六の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町上名野川字カライケ一七三〇の九四、一七三〇の九五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　林道用地とするため

○国土交通省告示第六十七号

次の信号符号を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符号	船番	船号	船名	点附年月日
7JPG	141947	CENTAURUS DREAM		平成25.12.25
7JQH	142047	第一福積丸		25.12.6
7JQR	142093	ATLAS ISLAND		25.12.13
7JQT	142100	WARRAMBOO		25.12.18
JD3568	142003	第三十七さだ丸		25.12.18
JD3585	142029	くろしお		25.12.24
JD3604	142054	第十一源福丸		25.12.24
JD3609	142062	ひなた		25.12.19
JD3610	142063	裕吉福		25.12.17
JD3612	142066	長門丸		25.12.25
JD3613	142065	第11勝運丸		25.12.9
JD3615	142069	由豊丸		25.12.18
JD3618	142072	友正丸		25.12.25
JD3620	142075	びぜん丸		25.12.12
JD3621	142076	第一光潤丸		25.12.25
JD3623	142078	第十一宝栄丸		25.12.26
JD3624	142081	共同丸		25.12.5
JD3625	142082	第十八進宏丸		25.12.5
JD3627	142086	みち丸		25.12.13
JD3631	142092	第十五内海丸		25.12.10
JD3634	142096	大晋丸		25.12.24